

独立監査人の監査報告書

令和3年5月28日

社会福祉法人 諏訪福祉会
理事長 帯田 博美 殿

柚木崎公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

柚木崎 徹朗



私は、社会福祉法人 諏訪福祉会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）及び計算書類に対する注記並びに附属明細書並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

監査意見

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人 諏訪福祉会の令和2年度の資金収支及び事業活動の状況並びに同年度末日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行ない、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・理事者が継続事業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

利害関係

社会福祉法人 諏訪福祉会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

令和3年5月28日

柚木崎公認会計士事務所
公認会計士 柚木崎徹朗殿

社会福祉法人 諏訪福祉会
理事長

菅田 博美



本確認書は、当社会福祉法人の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）及び計算書類に対する注記並びに附属明細書並びに財産目録（以下「計算書類等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。

記

計算書類等

1. 私は、令和2年7月1日付けの（令和2年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算書類等を作成する責任を果たしました。計算書類等は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して当社会福祉法人の資金収支及び事業活動の状況並びに財政状態を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。
5. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。
6. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はありません。
7. 令和2年度に帰属する施設整備等に係る補助金収入等は、漏れなく同年度の計算書類等に計上しております。

提供する情報

8. 貴殿に以下を提供いたしました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当社会福祉法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会

9. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類等に反映されております。

10. 不正による計算書類等の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。

11. 当社会福祉法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴殿に提供いたしました。

—理事者による不正又は不正の疑い

—内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い

—上記以外の者による計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

12. 職員、元職員、所轄庁又はその他の者から入手した計算書類等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴殿に提供いたしました。

13. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴殿に提示いたしました。

14. 計算書類等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴殿に提示いたしました。

15. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。

以上